

「佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領」新旧対照表

現 行		改正後（案）	
第1～6条 略 附 則 この要領は、平成29年7月18日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。		第1～6条 略 附 則 この要領は、令和元年7月3日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 建設工事の競争入札における最低制限価格の算定	予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。	1 建設工事の競争入札における最低制限価格の算定	予定価格に100分の92を乗じて得た額とする。
2 建設関連業務委託（測量、建設コンサルタント等業務委託及び建設関連維持管理等業務委託をいう。）の競争入札における最低制限価格の算定	予定価格に100分の85を乗じて得た額とする。	2 建設関連業務委託（測量、建設コンサルタント等業務委託及び建設関連維持管理等業務委託をいう。）の競争入札における最低制限価格の算定	予定価格に100分の85を乗じて得た額とする。
3 清掃等業務委託（清掃、警備（機械警備を除く。））の競争入札における最低制限価格の算定	予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。	3 清掃等業務委託（清掃、警備（機械警備を除く。））の競争入札における最低制限価格の算定	予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。
4 前2項以外の業務委託の競争入札において、最低制限価格を設定する必要がある場合の算定	予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。	4 前2項以外の業務委託の競争入札において、最低制限価格を設定する必要がある場合の算定	予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。